

【表4】 父母の保育要件確認のための書類 ※ 父母の両方につき提出が必要となります。

状況	必要書類	備 考	認定期間
就労	(1) 就労証明書 (★) (2) 自営業をしていることが分かる書類 (自営業の方のみ)	(1) 契約上の就労時間が月48時間以上であることが必要です。 (2) 証明日が認定希望日から6か月以上前である場合は、使用できません。 (3) 自営業の方は、「自営業をしていることが分かる書類」として、個人事業の開業届、法人の登記事項証明書 (法人役員の場合)、営業許可証、最新の確定申告書 (第一表・二表) の写し等のうち、 <u>いずれか1点を提出してください。</u>	就労期間
求職活動	(1) 求職活動誓約書 (★) (2) 求職活動をしていることが分かる書類	(1) 「求職活動をしていることが分かる書類」として、公共職業安定所の登録証若しくは受付票の写し又は求人情報サイトの利用登録画面の写し等のうち、 <u>いずれか1点を提出してください。</u> (2) <u>同じ保護者が引き続き「求職活動」を事由として認定の有効期間延長をすることはできません。</u>	認定開始日から起算して89日を経過する日が属する月の末日まで
妊娠・出産	母子健康手帳の写し	保護者の氏名・住所欄及び分娩予定日が分かるページを提出してください (府中市発行の母子健康手帳の場合、該当ページは1頁及び4頁です。)	出産予定月の前後2か月間
育児休業	就労証明書 (★)	(1) <u>入園日時時点で就労をしていた方に限り、認定を受けることができます。</u> (2) 入園日時時点で育児休業中の方は、 <u>復職日以降に認定を受けることができます。</u>	育児休業の終了日が属する月の末日まで
就学	(1) 在学証明書 (★) 又は学校発行の在学証明書 (2) 時間割	証明日が認定希望日から6か月以上前である場合は、使用できません。	在学期間
傷病・障害	障害者手帳の写し又は医師の診断書 (★)	(1) 身体障害者手帳は、等級の他に障害名が分かる部分の写しを提出してください。 (2) 医師の診断書は、証明日が認定希望日から1年以上前のものは、使用できません。	各事由が生じている期間
介護・看護	(1) 介(看)護状況届出書 (★) (2) 被介護者に関する書類又は医師の診断書 (★)	(1) 「被介護者に関する書類」として、介護保険被保険者証、ケアプランの要介護度が分かる部分の写し、障害者手帳の写し (等級の他に障害名が分かる部分) 又は医師の診断書のうち、 <u>いずれか1点を提出してください。</u> (2) 医師の診断書は、証明日が認定希望日から1年以上前のものは、使用できません。	
災害復旧	(1) 罹災証明書 (2) 復旧活動内容のスケジュールが分かるもの	災害復旧は、仕事・ボランティアは除きます。	

※ (★) のついた書類は、府中市保育支援課の様式で作成してください。